

# 信濃川やすらぎ堤 マネジメント事業者 公募型プロポーザル実施要領



令和4年10月

新潟市都市政策部 まちづくり推進課

# 目次

1	事業者募集の趣旨	2
2	ミズベリング事業の目的	2
3	ミズベリング事業の対象区域	2
4	事業期間	3
5	事業内容	4
6	事業実施条件	7
7	提案内容	14
8	参加資格	18
9	スケジュール	18
10	質問及び回答	19
11	参加申し込み	19
12	提案書の提出	20
13	最優秀提案者の決定	20
14	基本協定及び施設使用契約に関する基本的事項	22
15	提案者の失格	23
16	その他	23
17	各種書類等提出先・問い合わせ先	23

別紙 1 位置図

別紙 2 ミズベリングやすらぎ堤研究会規約

別紙 3 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会開催要綱

別紙 4 新潟まつり花火大会開催日の取り扱い

別紙 5 事業区域平面図

別紙 6 芝管理範囲図

別紙 7 事業区域拡大想定範囲図

別紙 8 基本協定書（案）

別紙 9 施設使用契約書（案）

## 1 事業者募集の趣旨

本市中心部を流れる信濃川の両岸に広がるやすらぎ堤は、緩傾斜護岸による芝生の河川敷が広がり、水と緑を感じながら憩える貴重な水辺空間です。こうした水辺空間の一層の活用を狙いとして、全国的にミズベリング・プロジェクトが動き始めました。

本市でも以前からやすらぎ堤の賑わいづくりに取り組んでいた民間団体、河川管理者（北陸地方整備局信濃川下流河川事務所）とともに「ミズベリングやすらぎ堤研究会」（以下「研究会」という。）を平成27年5月に立ち上げました。平成28年2月には「都市・地域再生等利用区域」の指定を受け、民間事業者による営業活動が可能になったことにより「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」がスタートしました。

民間事業者による運営を平成29年度から令和元年度までの3か年を定着期間、令和2年度から令和4年度の3か年を本格運用期間と位置づけて民間が主体となった運営体制への移行を目指しました。これまでの取り組みにより、本市のミズベリング事業は、利用者から好評をいただくとともに、全国からの視察をはじめ、かわまち大賞に認定されるなど、県内外から高い評価をいただくまでに成長し、広く発信すべき新潟の風景のひとつとなりつつあります。

本市は、令和5年度からも引き続きミズベリング事業を展開するものとして、これまで得られた成果を活かし、さらなるにぎわい空間の創出により、本市の魅力発信と市内をはじめ県内外からの集客や多様な主体の参画を図り、都心エリアの活性化を目指しながら、水辺空間の利活用促進に取り組んでいきます。

この募集において、本市のミズベリング事業のパートナーとして、事業全体のマネジメントを担う事業者を募集いたしますので、本募集要領の内容を十分に把握されたうえでご応募ください。

平成28年度	平成29年度～令和元年度	令和2年度～	今回の公募	令和×年度
試行期間	定着期間 施設整備(上下水道、電源等)	本格運用期間 新型コロナウイルスによる中止		将来形
試行期間 ・新潟市とやすらぎ堤研究会の共催	定着期間 ・新潟市と民間事業者によるマネジメント ・単年度契約	本格運用期間 ・新潟市と民間事業者によるマネジメント ・複数年度契約		・持続可能な事業遂行 ・民間主導による エリアマネジメント

## 2 ミズベリング事業の目的

新潟市及び河川管理者と協力し、水辺空間における民間営利活動を含めた利活用を推進することで、まちなかの賑わい創出と持続可能なまちづくりに寄与する。

## 3 ミズベリング事業の対象区域

「別紙1 位置図」参照

都市・地域再生等利用区域指定範囲（八千代橋から萬代橋までの信濃川やすらぎ堤両岸及び水面）

（左岸）新潟市中央区川端町5丁目地先から同区川端町6丁目地先

（右岸）新潟市中央区八千代2丁目地先から同区万代2丁目地先

・以下、この区域を「事業区域」と呼びます。

#### 4 事業期間

- ・基本協定締結の日から令和8年3月31日まで（3年間）を事業実施期間とします。
- ・ただし、マネジメント事業者に事業期間延長の意向がある場合、令和6年度の「信濃川やすらぎ堤利用調整協議会」（以下「協議会」という。）における事業評価の際に良好な評価を受けることで、最長で2年間（令和10年3月31日まで）事業実施期間を延長することができます。
- ・基本協定とは別に単年度ごとの施設使用契約を締結します。詳細は「14 基本協定及び施設使用契約に関する基本的事項」を参照してください

## 5 事業内容

マネジメント事業者は本市が占有している事業区域において、賑わい創出活動として以下の事業を実施してください。

### (1) 事業区域の活用

- ・事業区域内におけるサービス提供の企画、誘致、運営管理
- ・事業区域内に出店する飲食店や売店等について、配置計画の立案及び設営管理
- ・出店者の営業状況を管理監督し、営業における条件を遵守する
- ・事業区域内で開催するイベントの企画、運営及び開催希望者の募集、事業区域の使用に関する調整を行い、事業区域の利用促進を図る
- ・店舗の設えや設営物を工夫し、事業区域に調和した魅力的な空間を形成する
- ・事業区域内への工作物の設置やイベント開催に必要な行政手続きを遅滞なく行う

### (2) 事業区域の維持管理

- ・事業で生じたごみの収集を行い、区域内を清掃することで美化に努める
- ・利用環境施設の整備及び維持管理
- ・芝生をはじめとした区域内における河川環境の維持管理

### (3) 情報発信

- ・事業内容や、やすらぎ堤の魅力を広く発信できる広報計画の立案とその実施
- ・専用 WEB サイトの開設、SNS を活用した情報発信など、事業に関する情報を随時得られるような媒体を用意と管理運営の実施

### (4) 記録・報告

- ・事業実施状況の記録（画像や動画など）、広報物や報告書等の資料で使用できる素材の収集
- ・事業評価や分析に必要となるデータ（利用者数、出店者やイベント関係者の売上、マネジメント事業者の事業収支など）の収集、管理
- ・マネジメント事業者の本事業に関わる収支報告（書式は任意）を各年度の計画時と終了時に提出する。
- ・提案内容の実施状況が確認できる資料を作成し、各年度の終了時に報告する。

(5) 関係団体との協議等（事業実施にかかる法定手続き等とは別に必要となる業務）

- ・「研究会」の開催に際し、必要に応じて運営状況に関する情報共有と取り組みの発展に向けた議論に参加する。（「別紙2 ミズベリングやすらぎ堤研究会規約」参照）
- ・「協議会」の開催に際し、運営状況に関する報告を行うとともに、協議会の意見を聴取し運営の参考にしたうえで反映状況を別途報告する。（「別紙3 信濃川やすらぎ堤利用調整協議会開催要綱」参照）

信濃川やすらぎ堤利用調整協議会（各年度の事業計画時や事業実施後など 適宜開催）

【求められる役割】・市の附属機関として、利用区域の指定や利用・管理運営に関するルール、マネジメント事業者等について意見を付する。

【具体的な活動例】・事業評価に関する事項

- ・事業報告に関する事項
- ・事業者選定（プロポーザル）の実施要領などに関する議論 など

ミズベリングやすらぎ堤研究会（必要に応じて開催）

【求められる役割】・ミズベリングに限らず、信濃川やすらぎ堤において、新たな水辺空間の活用を提案し地域を活性化させる。

- ・ミズベリング事業の共催者として、マネジメント事業者に近い目線で、協働・連携を行う。

【具体的な活動例】・マネジメント事業者のみで対応することがノウハウの有無や収益上の理由で難しい事案について協力や解決を行う。

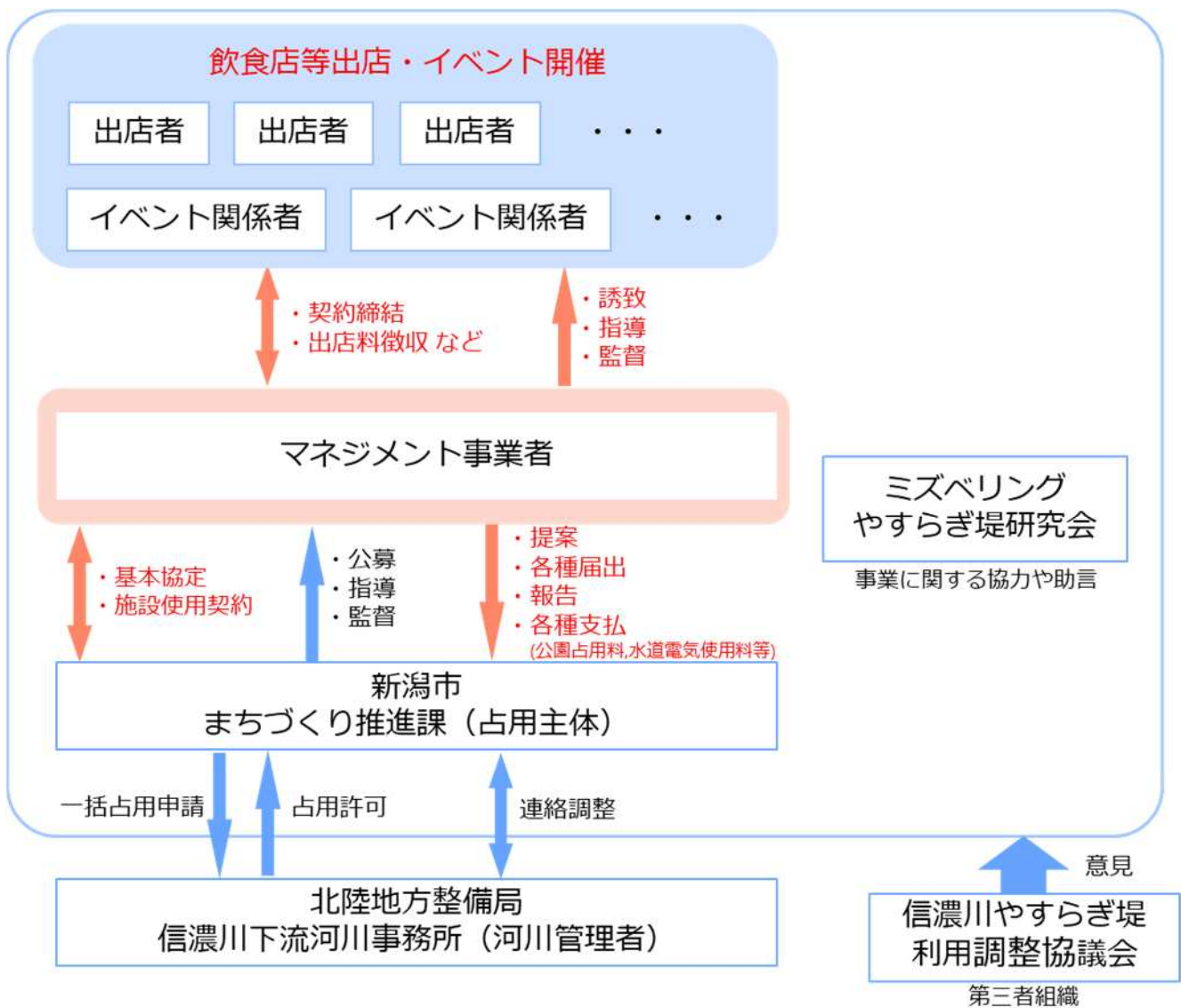
- ・研究会主体でのイベント実施の検討
- ・イベントの誘致、関係事業者の紹介
- ・周辺施設、イベントとの連携、調整
- ・社会実験の実施 など

(6) 新潟市の業務内容（本市の業務として分担する項目及びマネジメント事業者への支援等）

- ・事業区域の占用主体として河川管理者との連絡調整
- ・マネジメント事業者の計画を河川区域内で実現するための指導・助言
- ・区域内での事業実施にあたり最低限必要となる一部利用環境施設の整備  
（参考）令和4年度実績：仮設トイレ2基（設置撤去のみ）
- ・市報にいがた、プレスリリース、自治会回覧等といった本市が有する広報手段による、事業PRへの協力
- ・「協議会」及び「研究会」の開催に関する事務や、各委員への情報共有など

(7) ミズベリング信濃川やすらぎ堤の事業実施体制図

- ・この事業実施体制図は本事業の関係者それぞれの役割を示したものです。
- ・選定の結果、基本協定と施設使用契約を締結し本事業のマネジメントを担う事業者を以下、「マネジメント事業者」と呼びます。
- ・マネジメント事業者が誘致した出店を行う事業者を以下、「出店者」と呼びます。
- ・マネジメント事業者が誘致したイベントの主催、協力事業者を以下、「イベント関係者」と呼びます。
- ・この図ではマネジメント事業者が管理すべき範囲、実施すべき事項を赤字で表しています。



## 6 事業実施条件

事業区域内で事業を行うにあたっては条件があります。以下の条件を踏まえたうえで事業を計画してください。

### (1) 事業区域の活用に関する条件

#### ア 営業に関する条件

- ・営業の開始にあたっては各種行政手続きの許可を受けた日以降に可能となります。（「(4)行政手続きに関する条件」参照）
- ・施設使用契約期間中は事業区域の活用が可能となります。併せて、各年度の6月の最終土曜日から9月の最終日曜日までは、飲食店や売店等の営業期間として努めてください。
- ・営業が可能な時間は午前7時から午後10時までとします。午後10時には完全退席（関係者等含む）をするよう徹底してください。
- ・営業開始前に本市と定める条件に応じ、強風、大雨、河川の水位上昇等の事象が予想される場合は警戒体制を取り、中止基準に達した際は営業を中止してください。
- ・事業区域内において本市または河川管理者が主催、共催する催しが開催される際は、事前に催しの主催者からの協議を受け、その開催に協力をしてください。
- ・例年8月に開催される「新潟まつり花火大会」では事業区域が観覧会場となります。花火大会当日、ミズベリング信濃川やすらぎ堤としては休業日とします（「別紙4新潟まつり花火大会出開催日の取り扱い」参照）。
- ・マネジメント事業者は出店者間の連絡調整を行う組織として、マネジメント事業者を代表とする（仮称）出店者会を設置し健全な管理運営がされるよう努めてください。

#### イ 工作物等を設置する場所に関する条件

- ・事業区域内に施設（店舗やその他設営物など）が設置可能な場所は「別紙5 占用区域平面図」のとおりです。
- ・「日々撤去が可能な仮設物等の設置が可能な区域」には、簡易な設置物（異常気象時、河川水位の上昇時において速やか（30分以内を目安）に撤去することができる施設）以外は設置できません。
- ・「店舗等の設置が可能な区域（都市公園区域）」には、簡易な設置物か、使用期間終了後容易に原状回復可能な工作物のみ設置可能です。
- ・「店舗等の設置が可能な区域（都市公園区域）」では原則、通路や階段をふさいで工作物等を設置することは出来ません。
- ・流水部に工作物を設置する場合は、流水の阻害や河川管理施設への影響が懸念されるため、設置方法等について事前に本市と協議をしてください。



ウ 工作物の設置撤去方法に関する条件

- ・事業区域内を掘削し、工作物の据え置きや埋設をすることはできません。
- ・工作物は仮設とし、河川や公園の施設へ固着させることはできません。
- ・使用終了後には工作物設置個所を使用前の状態に還元してください。
- ・工作物の設置にあたっては利用者（本事業の利用者及びその他自由使用者）の動線を確保してください。
- ・強風、大雨、河川の水位上昇等の事象が予想される場合は、本市とあらかじめ定める撤去や補強といった工作物ごとの対応を速やかにとり、第三者へ被害が及ばないようにしてください。
- ・河川や公園の施設を汚損する恐れがあるものを事業区域内で使用する場合は、各施設管理者へ事前に相談し、使用の可否や条件についてその指示に従ってください。

エ 車両の乗り入れに関する条件

- ・舗装された堤防天端及び坂路、芝生の保護資材施工箇所は2トン車までは乗り入れをすることができます。養生のない芝生への車両、台車等の乗り入れは原則禁止とします。
- ・運搬に2トン車以上を要する重量物を搬入する必要がある場合は、対策を取ることで搬入が可能となる場合もあるので事前に本市へ相談してください。
- ・河川管理者が発行する通行許可証を掲示した車両のみ事業区域内に進入することができます。なお、この許可証は搬入等のための通行を許可するものであり、駐車目的の進入は認められていません。

オ 火気の使用に関する条件

- ・区域内は通常、火気の使用を禁止しているため、使用に際してはあらかじめ河川法第26条第1項の許可、又は河川敷地の一時使用届、都市公園占用許可を受け、付される条件の範囲内で使用してください。（「(4)行政手続きに関する条件」参照）

カ その他の条件

- ・マネジメント事業者は事業区域における、他の事業者（他のマネジメント事業者および出店者やイベント実施者・公共イベント実施者など）と情報共有など協力し、必要に応じて連携すること。

(2) イベントの誘致、開催及びその管理に関する条件

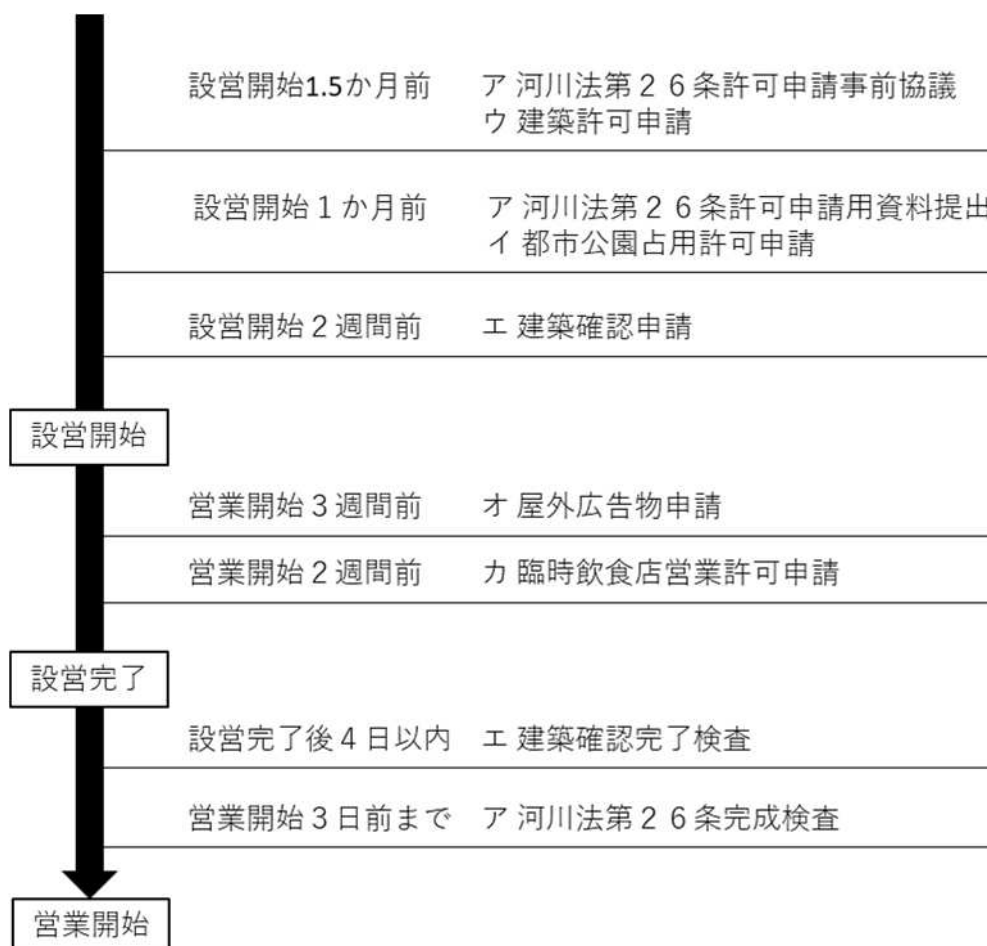
- ・事業区域において前例のないもの、大規模な設営物を要するもの、水面を利用するものについては、開催希望日の1.5か月前には本市から企画の概要の確認を受けてください。
- ・イベントの告知を開始するにはその開催について河川管理者の了承を得なければならないため、イベントの概要が固まり次第随時、本市の確認を受けてください。
- ・マネジメント事業者が企画、誘致したイベントのほかに事業区域を使用するイベントの実施希望者が現れた場合、企画内容を把握したうえで開催時期、場所、使用条件の調整を行ってください。

(3) 店舗展開による空間形成に関する条件

- ・統一感があり、やすらぎ堤および周囲の景観に調和する設えとしてください。（「資料5 やすらぎ堤の整備とデザイン方針」p.24 (8)仮設売店等 参照）

#### (4) 行政手続きに関する条件

- ・事業の実施にあたってはその内容に応じ、あらかじめ対象となる許可及び検査の合格通知を受けなければなりません。営業開始までに必要な手続きの種類と時期は以下のフロー図の通りです。



- ・それぞれ提出前に提出先へ事前に相談が必要となりますので、遺漏、遅滞のないよう本市へ提出してください。
- ・各種許可を受けたのちにその内容が変更になる場合は、事前に変更または追加の申請が必要となります。マネジメント事業者は各出店者の計画変更について把握し、未申請の行為が行われないよう確認・指導をしてください。
- ・フロー図には主な手続きを記載していますが、事業内容によって不要になるもの、追加で必要になるものが生じる可能性があります。

ア 河川法第26条1項（工作物の新築等の許可）の許可申請

根拠法令	河川法第26条第1項
対象	河川区域内の土地における工作物の新築及び除却
申請者	新潟市（都市政策部まちづくり推進課）
提出先	北陸地方整備局（信濃川下流河川事務所 関屋出張所）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マネジメント事業者は工作物の形状、寸法、設置面積、数量、位置、設置期間をまとめた資料を本市へ提出してください。</li> <li>・提出に先立ち河川管理者との事前協議を行います。設営開始の1か月前には出店者と出店位置を決め、1か月前には工作物の詳細を確定させてください。</li> <li>・工作物の設営完了後、営業開始前に完成検査に合格しなければなりません。</li> <li>・工作物の除却完了後、原状回復検査に合格しなければなりません。</li> </ul>
提出期限	概要：工作物設営開始の1.5か月前 詳細：1か月前

※なお、概ね3日以内のイベント及び簡易な施設の設置（4日以上、又は規模の大きいものについては河川管理者と別途協議）については事前に本市の確認を受けたうえで、河川管理者に届け出を行うこととする。

申請者：新潟市（都市政策部まちづくり推進課）

提出先：信濃川下流河川事務所 関屋出張所

提出期限：イベント開催日の3週間前

イ 都市公園占用許可申請

根拠法令	都市公園法第6条第1項 新潟市都市公園条例第3条
対象	都市公園における公園施設以外の工作物その他の物件又は施設による占用
申請者	マネジメント事業者
提出先	新潟市（中央区建設課）
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の形状、寸法、占用面積、数量、位置、設置期間をまとめた申請書を提出してください。</li> <li>・（参考）都市公園占用料 露店：20円/m<sup>2</sup>・日 その他工作物：50円/m<sup>2</sup>・日</li> </ul>
提出期限	工作物設営開始の1か月前

ウ 建築許可申請

根拠法令	建築基準法第85条第5項
対 象	仮設建築物の建築
申 請 者	マネジメント事業者および出店者（対象となる建築物の管理者）
提 出 先	新潟市（建築行政課）
内 容	・申請理由書、案内図、配置図、平面図、構造計算書等法令に定められた書類を提出してください。
手 数 料	建築物の用途による
提出期限	建築物建築開始の1.5か月前

エ 建築確認申請

根拠法令	建築基準法第6条
対 象	仮設建築物の建築
申 請 者	マネジメント事業者および出店者（対象となる建築物の管理者）
提 出 先	新潟市（建築行政課）または指定確認検査機関
内 容	・案内図、配置図、平面図、構造計算書等法令に定められた書類を提出してください。 ・建築物の設営完了後4日以内に完了検査に合格しなければなりません。
手 数 料	延べ面積30㎡以内：10,000円（15,000円）※ 延べ面積30㎡超～100㎡以内：18,000円（18,000円）※ ※カッコは完了検査手数料
提出期限	建築物設営開始の2週間前

オ 屋外広告物申請

根拠法令	新潟市屋外広告物条例第10条第1項第3号
対 象	屋外広告物
申 請 者	新潟市（まちづくり推進課）
提 出 先	新潟市（都市計画課）
内 容	広告物の図面（色彩、寸法がわかるもの）
提出期限	営業開始の3週間前

カ 臨時飲食店営業許可申請

根拠法令	食品衛生法第52条第1項 新潟県食品衛生条例第12条 新潟市季節及び臨時食品営業の取扱要綱
対象	季節および臨時食品営業（詳細は上記要綱参照）
申請者	出店者（マネジメント事業者の直営店も含む）
提出先	新潟市（保健所食の安全推進課）
内容	・調理計画、販売計画、従事者名簿、営業施設の平面図等上記要綱を参照し提出してください。
手数料	臨時飲食店営業：4,000円 臨時喫茶店営業：4,000円 臨時菓子製造業：3,500円 臨時食品販売業：3,500円
提出期限	営業開始の2週間前

キ その他

- ・その他実施内容に応じ必要となる行政手続きについて遺漏なく完了させてください。

(5) 利用区域の環境保全に関する条件

- ・事業に伴い生じたごみはマネジメント事業者の責任により適切に収集・処分をしてください。
- ・利用者が事業区域で購入した飲食物の容器等は事業区域内で確実に回収してください。また、近隣店舗のごみ箱や河川区域、路上に遺棄されることがないように対策をしてください。
- ・飲食店等で生じた汚水は下水道に接続し適切に処理をしてください。
- ・河川の水質や水生生物に悪影響を及ぼす行為は行わないでください。
- ・周囲の迷惑となる騒音・煙・匂いを発生させないようにしてください。
- ・公園内の植物の伐採はしないでください。枝打ちや剪定を希望するときは公園管理者に事前に相談してください。
- ・芝生の保護に努め、著しく生育を妨げるような施設の設置をしないでください。

(6) 一部区域内施設の維持管理に関する条件

ア 仮設トイレの維持管理

- ・本市が設置する仮設トイレの清掃、点検、消耗品の補充、汲み取り業務をマネジメント事業者側の負担で実施してください。

イ 堤防及び高水敷の芝生の維持管理

- ・事業区域において工作物を芝生の上に設置することや踏圧、日照不足などの影響により芝生の衰弱がみられる場合は工作物の配置変更や、立ち入り制限によって芝生の養生に努めてください。

- ・事業区域において芝生の草刈り作業を実施してください。実施にあたっては事前に河川管理者へ実施時期、実施方法を確認してください。なお、除草剤の使用は禁止されています。

(「別紙6 芝管理範囲図」参照)

(7) 利用者の安全確保に関する条件

- ・緊急時には利用者の安全確保に努めるとともに、あらかじめマネジメント事業者と本市で定めた連絡体制に基づき、市、河川管理者、事業関係者等に対し、運営管理状況や事故発生状況等について、速やかに情報共有を行ってください。
- ・水上または水際のイベント実施にあたっては救命胴衣を着用してください。
- ・河川への転落事故に備え、救命浮き輪等の救助手段を備えてください。

(8) 記録・報告に関する条件

- ・記録した画像や動画を本市が広報や報告資料で使用する際は、本市の求めに応じそのデータを提供してください。なお、提供されたデータについて本市の使用に制限を求めることはできません。
- ・日ごとの利用者数、売上げ、その他マーケティングや事業評価に必要とされるデータの収集、収支などの管理を行い、収集したデータは本市の求めに応じ提供してください。

(9) 共通禁止事項

- ・事業区域及びその周辺に混乱または危険が生じる行為。
- ・公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがある行為。
- ・集団的、常習的に暴力不法行為を行う組織の利益になる行為。
- ・特定の政治団体、宗教団体の利益になる行為。
- ・勧誘、キャッチセールス等の行為。

(10) マネジメント事業者側の費用負担に関する条件

- ・事業に要する一切の費用の負担はマネジメント事業者によるものとします。
- ・負担する費用の例
  - ア 営業準備に関する費用、運営費、維持管理費（備品購入、人件費、材料費、光熱水費、情報発信費等、一部区域内施設の維持管理費）、損害賠償等保険料

(参考) 上下水道・電気料金について

「新潟市公有財産事務取扱要領」に基づき、以下のとおり本市からマネジメント事業者に請求します。

- ・電気料金：事業区域における電気使用量の実費相当額
  - ・水道料金・下水道使用料：事業区域における水道・下水道使用量の実費相当額
- ※マネジメント事業者の責任において使用量の把握に努めること。

- イ 清掃及び環境対策に関する費用
- ウ 各種行政手続きに要する申請費用
- エ 緊急時及び本市が主催するイベント等実施時における工作物等の移動に係る費用
- オ 原状回復費用
- カ マネジメント事業者の責めに帰すべき事由により施設等を損傷した場合の修繕費用

## 7 提案内容

### (1) 提案の前提条件

- ・新たに提案された計画については関係機関との協議や詳細の確認が必要となり、プロポーザル時に評価を得たとしてもその実施を確約できるものではありません。
- ・実施にあたり安全性や周辺に与える影響の予測が難しい企画については、試行を重ね課題の抽出と対策をした後に本格的な導入をするプロセスを踏む場合があります。
- ・これまでの章で述べてきた事業の目的、内容、条件を理解したうえで事業者の自由な発想やアイデアをもってまちなかの賑わい創出と持続可能なまちづくりに寄与する事業を提案してください。
- ・本プロポーザルでは事業区域を選択することとしています。提案者は事業区域を「左岸」または「右岸」のどちらか選択してください。事業区域は参考資料の【資料2】事業区域の特性を参照してください。
- ・「両岸」での応募も可能です。その場合は「左岸と右岸のそれぞれ」での提案書の作成、評価会議でのプレゼンテーション等が必要です。

## (2) 提案書作成要領

- ・以下の表の『項目』に沿った提案書構成にしてください。順序を入れ替えたり、項目ごとを組み合わせたりすることは可能としますが、当該頁がどの項目に該当するのか表示してください。
- ・以下の表の『内容』は提案書に記載されたい内容について大まかな方向性を示したものです。
- ・用紙のレイアウトはA3判横、様式自由、上下左右余白25mm以上とします。
- ・各項目に指定する頁数の範囲内で作成していきましょう。なお、項目を組み合わせた場合、項目ごとの頁数の範囲の最大を合算したものを頁数の範囲とします。
- ・テキストに関する条件は「16 その他(5)」に記載のとおりです。
- ・提案書内での図や写真の使用に関して制限はありません。

項目	内容	頁数
表紙	表現自由（選択した事業区域（「左岸」「右岸」いずれか）を記載すること）	1
目次	表現自由	1
1 事業コンセプト  マネジメント方針	<p>本事業の目的を理解したうえで次の事項に触れながら事業全体のコンセプトを提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に提供する体験価値</li> <li>・計画している事業の強み</li> <li>・事業全体のターゲットの具体的な考え方</li> <li>・やすらぎ堤にどのような魅力を創出するか。</li> <li>・市民ニーズの把握とその対応について提案すること。</li> <li>・地域の特性をふまえ、「公共性の確保」、「地域活性化」、「環境保全」の視点からマネジメント事業者に求められる役割や、運営の在り方について述べること。</li> <li>・計画している営業期間を年度ごとに述べること。</li> <li>・複数年契約を考慮した事業計画を立案</li> </ul>	1 ～2
2 平面計画  空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内のどこでどのようなサービスを提供するか、平面図を使いながら提案すること。</li> <li>・右岸と左岸の利用や多様な世代への対応など、どのようにやすらぎ堤という空間を利用するか提案すること。</li> </ul>	1 ～2
3 テナント計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店する飲食・売店その他サービス提供の内容、形態についての方向性</li> <li>・テナントの募集方法（例：公募、事業者のネットワーク、もしくは直営）・新潟の食や文化、観光などの魅力発信につながるサービス提供をどのように実施するか</li> <li>・その他提案事項</li> </ul>	1 ～2



4 イベント計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催を予定しているイベントの内容（複数可）</li> <li>・イベント関係者をどのように募るか（例：公募、事業者のネットワーク、もしくは直営）</li> <li>・イベント関係者とどのように連携するか</li> <li>・その他提案事項</li> </ul>	1
5 地域連携  地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の特性を踏まえ、地域（市民、周辺の企業、団体や商店街など）と連携して実施する取り組みを提案すること。</li> <li>・最低限求める内容（仮設トイレの維持管理、芝生の草刈り作業）に加えて、利用環境の整備、保全に貢献できる内容について提案すること。</li> <li>・芝生の保全についてどのような配慮をするか提案すること。</li> </ul>	1
6 広報 コミュニケーション	<p>実施・運営情報をどうやって認知してもらうか、またやすらぎ堤の魅力をどのように発信するか、以下の項目も踏まえながら具体的な広報計画を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報ターゲットを的確にとらえた計画を提案</li> <li>・専用の Web サイトを設ける場合はその内容、運用方法についても計画に加えること。</li> <li>・利用マナーや過ごし方についてどのように意識啓発をしていくか提案すること。</li> </ul>	1
7 運営・管理・収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者及び現場スタッフの人員体制</li> <li>・（共同企業体の場合）共同企業体の役割分担</li> <li>・事業者が過去に主体的に実施した本事業に類似する業務、あるいは本事業に生かせる業務があればその実施内容</li> <li>・本事業に携わるスタッフが類似事業を担当していた場合はその関わり方</li> <li>・日ごとの利用客数および売り上げを把握・管理する方法</li> <li>・事業評価に活用できるデータの収集を計画していればその方法</li> <li>・提案内容を運営する上での収支計画書</li> </ul>	1 ～ 2

<p>8 提案者 PR 自由提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～7で提案した内容のほかに、自社の強みを生かし差別化できるアピールポイントがあれば提案すること。</li> <li>・ 以下の条件を変更できるとした場合に、さらなる事業を展開できるようであればその内容を提案すること。なお、ここで提案を受けた内容が事業目的と照らして有効であり、条件を変更したほうが合理的であると評価した場合は基本協定締結時に条件を変更する可能性がある。 「協定期間を3年から最大5年に延長」 「信濃川やすらぎ堤上流側の使用可能区域を八千代橋からJR越後線鉄橋まで拡大（「別紙7 事業区域拡大想定範囲図」参照）」</li> <li>・ これまでの実施状況に関する意見等に対する取組（参考資料【資料5】これまでの実施状況に関する意見等）</li> <li>・ 自由提案の中に一つ以上含まれたいキーワードを以下に記す(すべてのキーワードを含む必要はない)</li> <li>・ その他提案事項</li> </ul> <p>【キーワード】回遊性、持続可能な開発目標(SDGs)、ウィズコロナ・ポストコロナ、環境への配慮、やすらぎ堤らしさ、発展的な事業実施、地方創生、インバウンド、にいがた2km、地産地消</p>	<p>1～ 2</p>
--------------------------	--	-----------------

## 8 参加資格

提案者は、以下の要件の全てを満たすことを条件とします。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 法人設立日から申請日までの期間が1年以上経過していること。(ただし、承継を受けている場合を除く)。
- (3) 本市内に本社又は支店、営業所等を有すること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61条)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)、又は暴力団員(同条第3号に規定する暴力団員をいう。)が経営、運営に関係している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
  - ア 構成企業は上記(3)を除くすべての要件を満たしていること。
  - イ 共同企業体の構成にあたり、代表構成員は本市内に本社又は支店、営業所等を有する事業者とすること。
  - ウ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。  
共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

## 9 スケジュール

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始         | : 令和4年10月28日(金)            |
| (2) 質問提出期限       | : 令和4年11月11日(金) 午後3時必着     |
| (3) 質問回答         | : 令和4年11月18日(金)            |
| (4) 参加申請提出期限     | : 令和4年11月30日(水) 午後5時必着     |
| (5) 提案書提出期限      | : 令和4年12月27日(火) 午後5時必着     |
| (6) プロポーザル評価会議   | : 令和5年 1月10日(火)～1月13日(金)の間 |
| (7) 審査結果通知       | : 令和5年 1月下旬                |
| (8) 基本協定及び使用契約締結 | : 令和5年 4月 1日(土)(予定)        |

## 10 質問及び回答

本プロポーザルに係る質問をする場合には、質問書（様式2）を提出してください。

提出期限：令和4年11月11日（金）午後 3時必着

提出方法：E-mail

メールの件名は「【ミズベリング】プロポーザル質問書」としてください。

回答方法：令和4年11月18日（金）までに、新潟市ホームページに掲載します。

※電話・FAX による対応は致しません。

※回答は、本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

※本募集要領に関係のない事項、審査の公平性に影響する事項、単に意見表明と解される内容等と判断するものについては回答しません。

## 11 参加申し込み

### (1) 提出書類

#### ア 単独法人の場合

- ・プロポーザル参加申請書（様式1-1）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書、名簿（役員等一覧表）（様式3）
- ・組織の概要（様式6）

#### イ 共同企業体の場合

- ・プロポーザル参加申請書（様式1-2）
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書、名簿（役員等一覧表）（様式3）  
※構成員ごとに提出してください。
- ・委任状（様式5）
- ・組織の概要（様式6）  
※構成員ごとに提出してください。

### (2) 提出期限及び提出方法

令和4年11月30日（金）午後 5時までに持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加することができないものとします。

### (3) 辞退

参加申請書提出後に参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式4-1）を提出してください。また、共同企業体の場合は、（様式4-2）を提出してください。

提出期限は令和4年12月16日（金）午後 3時までとします。

## 1 2 提案書の提出

(1) 提出書類 : 「7 提案内容」参照

(2) 提出部数 : 8部 (正本1部、副本7部)

副本は応募者の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、資本関係等、提案者を特定できる内容をマスキングした状態で提出してください。

(3) 提出期限 : 令和4年12月27日(火)まで ※土・日曜・祝日を除く

(4) 受付時間 : 午前9時～午後5時

(5) 提出方法 : 持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、提出期限までに必着とします。なお、提出期限までに提出しない者は、本プロポーザルを辞退したものとします。

(6) その他 : 提案者が6者以上となった場合は事務局で書類審査を実施することがあります。

## 1 3 最優秀提案者 (以下「候補者」という) の決定

(1) プロポーザル評価会議

候補者の決定は、信濃川やすらぎ堤利用調整協議会委員の選抜及び本市職員からなる評価会議において行います。

(2) 決定方法

ア 候補者の決定は、各提案者提出の提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査を実施します。

イ 評価会議は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は提案者へ別途通知します。

ウ 審査は、各評価委員が下記「(3) 審査基準」に基づいて審査を行い、事業区域ごとに合計点が最も高い者を候補者、次に高い者を次点者に決定します。同点となった場合は、評価会議での協議により順位を決定します。

候補者の状況と順位のイメージは以下の通りです。

	順位	候補者
例1	1位—A社(左岸)	A社(左岸)
	2位—C社(左岸)	B社(右岸)
	3位—B社(右岸)	
例2	1位—A社(左岸)	A社(左岸)
	2位—C社(左岸)	A社(右岸)
	3位—A社(右岸)	

エ 事業区域ごとに提案者が1者のみであった場合においても、評価会議による審査を行います。審査の結果、提案内容が本市の目的に沿ったもので一定の成果が期待できるものと判断した場合において、その者を候補者とします。

(3) 審査基準 提案内容を審査する際の基準は以下のとおりとします。

項目	審査の視点	配点
1 事業コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセプトは事業の目的を理解し、達成への期待をできるものであるか</li> <li>・やすらぎ堤で行う事業としてふさわしいものであるか</li> <li>・多様な人々が楽しめるものであるか</li> <li>・市民ニーズをとらえ、コンセプトに結びつけられているか。</li> </ul>	10
2 マネジメント方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のマネジメント組織に求められる役割（地域活性化・環境保全等）について、地域の特性を理解した記述となっているか</li> <li>・複数年契約を考慮した事業計画が提案され、その効果についても言及されているか。</li> </ul>	10
3 平面計画 空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やすらぎ堤利用者（利用客以外の自由使用者も含む）にとって使いやすく、利用促進に寄与するものであるか</li> <li>・現地および後背地の状況に調和する計画であるか</li> <li>・利用者からの好感を得られる空間形成を期待できるか</li> </ul>	10
4 テナント計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業コンセプトを踏まえたうえで、個々のテナント計画としてのターゲットを明確にしているか。</li> <li>・やすらぎ堤ならではの体験価値を提供できるものであるか</li> <li>・新潟の魅力発信効果を期待できるものであるか</li> </ul>	10
5 イベント計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業コンセプトを踏まえたうえで、個々のイベント計画としてのターゲットを明確にしているか。</li> <li>・やすらぎ堤ならではの体験価値を提供できるものであるか</li> <li>・多様なイベント関係者が参加できるシステムになっているか</li> </ul>	10
6 地域連携 地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域（市民、周辺の企業、団体や商店街など）と連携を図ることで地域の活性化に寄与する取り組みであるか</li> <li>・利用環境の整備、維持管理に関して意欲的かつ具体的な取り組みであるか</li> <li>・芝生の保全に対して意欲的かつ具体的な取り組みであるか</li> </ul>	10
7 広報 コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web や SNS などにおける多言語配信など、インバウンドの増加や多様な利用者などを意識した計画となっているか。</li> <li>・新潟市やミズベリングの魅力を発信できる具体的かつ効率的な広報計画となっているか</li> <li>・やすらぎ堤への親しみを醸成することが期待できるか</li> </ul>	15

8 運営・管理・収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を安定的に運営できる体制が組まれているか</li> <li>・本事業に資する実務経験を有しているか</li> <li>・収支計画は提案内容に照らし、妥当なものとなっているか</li> <li>・利用者数、売上の把握方法は効果的かつ効率的で確実性があるか。</li> <li>・事業の効率化、改善のためのデータ収集に意欲的に取り組むか</li> </ul>	10
9 提案者 PR 自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社の特徴、強みを生かした提案であり、実現可能性を考慮した取り組みとして成果が期待できるか。</li> <li>・これまでの実施状況に関する意見等に対する取組が提案されていて成果が期待できるか。</li> </ul>	15

(4) 審査結果等の公表

ア 候補者の公表等

審査結果については、すべての提案者に対し郵送により通知するほか、本市ホームページに掲載します。

イ その他

- ・候補者に決定した者が、「15 提案者の失格」に該当することになった場合は、決定を取り消すものとします。
- ・候補者に決定されなかった者は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内に「理由説明要求書」（様式7）を新潟市都市政策部まちづくり推進課まで提出するものとします（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）。なお、その回答は書面により行います。
- ・候補者に決定されなかった理由についての説明を求める場合を除き、審査に関する質問や異議には一切応じません。

1.4 基本協定及び施設使用契約に関する基本的事項

(1) 基本協定書及び施設使用契約書（以下「契約等（案）」という。）

ア 基本協定書（「別紙8 基本協定書（案）」参照）

事業実施期間（「4 事業期間」参照）における施設の使用について優先的に使用可能とすることなどを定めたもの。

イ 施設使用契約書（「別紙9 施設使用契約書（案）」参照）

基本協定書とは別に単年度ごとの具体的な施設使用について定めたもの。

ただし、毎年度、事業終了後、「信濃川やすらぎ堤利用調整協議会」において事業評価を行い、本市が継続するにふさわしいと判断する場合は、再度施設使用契約を締結できるものとし、最長で基本協定書の年数と同等とします。

## (2) 契約等の方法

- ア 本市と候補者とで契約等の締結交渉を行い、合意に至った場合は契約等を締結します。
- イ 候補者との契約等締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と交渉します。
- ウ 契約等の締結後においても、マネジメント事業者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約等を解除することができるものとします。

## (3) その他の留意事項

施設使用契約時における仕様は、募集要領に基づき決定します。本市と候補者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがあります。

## 1 5 提案者の失格

次のいずれかに該当したものは、失格とします。

- (1) 「8 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提案書提出期限に遅れた者
- (3) 参加申請書を提出した日から評価会議において審査が終了するまでの間に評価会議委員又は事務局に不正な接触を行った者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者又は提案書の作成要領に違反した者
- (5) 評価会議において設定する一定の点数に満たない者

## 1 6 その他

- (1) 提案書の作成・プレゼンテーション等にかかる費用については提案者の負担とします。
- (2) 本市は、提出された提案書やデザイン等を提案者に無断で使用しません。
- (3) 提出されたすべての提案書は返却しません。
- (4) 提出された提案書は複製を作成する場合があります。
- (5) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。また、使用する文字の大きさは、原則として、11ポイント以上とします。図を用いる場合の注釈等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。

## 1 7 各種書類等提出先・問い合わせ先

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010

新潟市都市政策部まちづくり推進課（ふるまち庁舎5階）

電話：025-226-2700(直通)／FAX：025-229-5150

E-mail：machisui@city.niigata.lg.jp